7	特定接続電話番号	９１ＣＤＥから始まる13桁を超えない十進法による数字
8	事業者設備識別番号	(1)　００ＸＹ又は００２ＹＺ
		(2)　００９１ＸＹ

注１　電気通信番号の種別は、電気通信番号規則（令和元年総務省令第４号）別表に掲げる電気通信番号の種別をいう。

２　２の項に掲げる電気通信番号については、電気通信事業者が付加的な機能を用いて提供する電気通信役務の内容及びその役務の利用者を識別するための電気通信番号に限る。

３　８(1)の項及び(2)の項に掲げる電気通信番号については、当該電気通信番号の次に電気通信事業者が付加的な機能を用いて提供する電気通信役務の内容及びその役務の利用者を識別するための電気通信番号が続くものに限る。

5	電気通信番号規則第９条第１項第３号に規定する電気通信番号	70ＣＤＥＦＧＨＪＫ、80ＣＤＥＦＧＨＪＫ又は90ＣＤＥＦＧＨＪＫ
6	電気通信番号規則第９条第１項第４号に規定する電気通信番号	204ＤＥＦＧＨＪＫ
7	電気通信番号規則第９条第１項第５号に規定する電気通信番号	881から始まる15けたを超えない十進数字
8	電気通信番号規則第10条第１項第１号に規定する電気通信番号	600ＤＥＦＧＨＪＫ
9	電気通信番号規則第10条第１項第２号に規定する電気通信番号	50ＣＤＥＦＧＨＪＫ
10	電気通信番号規則第10条第１項第３号に規定する電気通信番号	ＡＢＯＤＥＦＧＨＪ又はＡＢＯＤＥＦＧＨＪＫ

注１　１の項及び２の項に掲げる電気通信番号については、当該電気通信番号の次に電気通信事業者が付加的な機能を用いて提供する電気通信役務の内容及びその役務の利用者を識別するための電気通信番号が続くものに限る。

２　10の項に掲げる電気通信番号については、電気通信事業者が付加的な機能を用いて提供する電気通信役務の内容及びその役務の利用者を識別するための電気通信番号に限る。

備考　表中の［　］の記載は注記である。

（総務省関係法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則の一部改正）

第七条　総務省関係法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則（平成十五年総務省令第四十八号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	
別表（第三条関係）	
法令名	条項
［略］	［略］
電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）	第十条第一項及び第二項（第十二条の二第二項において準用する場合を含む。）、第十三条第二項、第十六条第一項及び第二項、第三十八条の二、第五十条の二第二項（第五十条の六第二項において準用する場合を含む。）、第五十条の六第二項、第八十条第二項、第八十六条第二項及び第三項、第百十七条第二項及び第三項（同項については、第百二十二条第三項において準用する場合を含む。）、第百三十一条（第百三十八条第四項において準用する場合を含む。）、第百六十五条第一項並びに第百七十二条第一項

改正前	
別表（第三条関係）	
法令名	条項
［同上］	［同上］
	第十条第一項及び第二項（第十二条の二第二項において準用する場合を含む。）、第十三条第二項、第十六条第一項及び第二項、第三十八条の二、第八十条第二項、第八十六条第二項及び第三項、第百十七条第二項及び第三項（同項については、第百二十二条第三項において準用する場合を含む。）、第百三十一条（第百三十八条第四項において準用する場合を含む。）、第百六十五条第一項並びに第百七十二条第一項